

まるごと生活情報



Q 自社で支払っている賃金が最低賃金以上であることを確認したいのですが、月給で支払っている者の比較の方法がわかりません。どのように計算すればよい

賃金額と最低賃金との比較について

A 鳥取県の最低賃金は地域別最低賃金（令和4年10月6日から時間給854円）および、特定（産業別）最低賃金である各種商品小売業最低賃金（地域別最低賃金を適用）と電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（令和4年12月17日から時間給859円）があります。さて、支払っている賃金と最低賃金を比較する方法は、賃金の支払い方法によって変わります。

- ①賃金が時間給の場合はそのまま比較します。
 - ②賃金が日給の場合、その金額を1日の所定労働時間数（日によって労働時間数異なる）で割った1時間当たりの金額と比較します。
 - ③賃金が月給の場合、基本的には、その金額を月の所定労働時間数（月によって所定労働時間数異なる場合は1年間における1月平均時間数）で割った1時間当たりの金額と比較します。
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ⑤臨時に支払われる賃金
 - ⑥1月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ⑦時間外労働、休日労働および深夜労働の割増賃金
- なお、最低賃金額の算定には次の①から④の賃金は含まれません。

鳥取労働局労働基準部賃金室
電話0857(29)1705

鳥取労働局労働基準部賃金室にお尋ねください。